

障害者福祉の しおり 2010



富士見市

も く じ

<相談・援護の窓口>	-6-
(1) 福祉事務所.....	-6-
(2) 障害者就労支援センター	-6-
(3) 児童相談所.....	-6-
(4) 民生委員・児童委員.....	-7-
(5) 身体障害者相談員.....	-7-
(6) 知的障害者相談員.....	-7-
(7) 健康増進センター.....	-7-
(8) 富士見市教育相談研究室	-7-
(9) 朝霞保健所.....	-7-
<子どもの発達相談>	-8-
(1) 家庭児童相談室.....	-8-
(2) 言語相談.....	-8-
(3) 療育相談.....	-8-
<その他の窓口>	-8-
(1) 社会福祉協議会.....	-8-
(2) 知的障害なんでも相談室.....	-8-
(3) 権利擁護センター.....	-9-
<子どものグループ教室・療育>	-9-
1 グループ教室.....	-9-
(1) わんぱく教室.....	-9-
(2) かたつむり教室.....	-9-
(3) たんぼぼ教室.....	-10-
(4) コアラ教室.....	-10-
2 子どもの療育=発達支援.....	-10-
(1) みずほ学園.....	-10-
<特別支援教育>	-11-
(1) 特別支援学級.....	-11-
(2) 特別支援学校.....	-11-
<身体障害者手帳>	-11-
<療育手帳> (みどりの手帳)	-11-
<精神障害者保健福祉手帳>	-12-
<難病患者>	-12-
(1) 難病患者等短期入所.....	-12-
(2) 難病患者等ホームヘルパーの派遣.....	-13-
(3) 難病患者等・小児慢性特定疾患患者日常生活用具の給付.....	-13-
<介護保険>	-13-
<障害者自立支援制度>	-14-

●利用者負担について.....	- 15 -
●障害程度区分について.....	- 16 -
●障害者自立支援法による福祉サービス.....	- 16 -
<訪問入浴サービス事業>.....	- 17 -
<生活サポート事業>.....	- 17 -
<医 療>.....	- 19 -
(1) 重度心身障害者医療.....	- 19 -
(2) 自立支援医療（更生医療）の給付.....	- 19 -
(3) 自立支援医療（精神通院医療）の給付.....	- 19 -
(4) 自立支援医療（育成医療）の給付.....	- 20 -
(5) 特定疾患医療、小児慢性特定疾患.....	- 20 -
(6) 特定疾病療養受療制度.....	- 20 -
(7) 未熟児の養育医療.....	- 21 -
(8) 結核児童療育.....	- 21 -
(9) 進行性筋萎縮症者療養等給付.....	- 21 -
(10) ひとり親家庭等の医療費支給制度.....	- 21 -
<補装具・日常生活用具>.....	- 21 -
(1) 補装具費の支給.....	- 21 -
(2) 日常生活用具の給付・貸与.....	- 22 -
○補装具交付までの流れ.....	- 23 -
別表1（18歳以上） 日常生活用具の種目及び性能.....	- 24 -
別表2（18歳未満） 日常生活用具の種目及び性能.....	- 29 -
(4) 車椅子貸与.....	- 32 -
<機能回復訓練>.....	- 33 -
(1) 聴能訓練.....	- 33 -
(2) 中途失明者緊急生活訓練.....	- 33 -
(3) 機能訓練事業「いきいき教室」.....	- 33 -
<住宅の確保・改善>.....	- 33 -
(1) 居宅生活動作補助用具の給付.....	- 33 -
(2) 重度身体障害者居宅改善整備費の補助.....	- 33 -
(3) 埼玉県障害者福祉資金貸付.....	- 34 -
(4) 県営住宅の申込みについて.....	- 34 -
(5) 申込倍率等の優遇措置.....	- 34 -
<在宅介護支援の充実>.....	- 34 -
(1) 高齢者のための相談.....	- 34 -
(2) 緊急時連絡システム.....	- 34 -
(3) オムツの支給.....	- 35 -
(4) 配食サービス.....	- 35 -
(5) 寝具乾燥サービス.....	- 35 -
<その他>.....	- 35 -
(1) 身体障害者手帳交付診断書料補助.....	- 35 -

(2) 在宅重度知的障害者訪問診査.....	- 35 -
< 行動範囲の拡大 >	- 36 -
(1) タクシー利用について.....	- 36 -
(2) 自動車燃料費の助成.....	- 36 -
(3) 自動車運転免許取得費の補助.....	- 36 -
(4) 身体障害者運転能力開発訓練センター（東園自動車教習所）	- 36 -
(5) 自動車改造費の補助.....	- 37 -
(6) 歩行困難な者に対する駐車禁止適用除外.....	- 37 -
< 社会活動の促進 >	- 38 -
(1) 手話通訳者の派遣.....	- 38 -
(2) 声の広報.....	- 38 -
(3) 点字図書・声の図書の貸出.....	- 38 -
(4) 公の施設使用料の減免.....	- 38 -
(5) ふじみ青年学級.....	- 38 -
(6) 郵便による不在者投票.....	- 38 -
< スポーツ・レクリエーション活動 >	- 39 -
(1) 彩の国ふれあいピック（埼玉県障害者スポーツ大会）	- 39 -
(2) 富士見市福祉スポーツ大会.....	- 39 -
< 年金・手当等 >	- 40 -
(1) 障害基礎年金.....	- 40 -
(2) 障害厚生年金.....	- 40 -
(3) 特別障害者手当.....	- 40 -
(4) 障害児福祉手当.....	- 40 -
(5) 在宅重度心身障害者手当	- 41 -
(6) 特別児童扶養手当.....	- 41 -
(7) 児童扶養手当.....	- 41 -
(8) 心身障害者扶養共済制度	- 41 -
(9) 特定疾患見舞金.....	- 42 -
< 税金の控除関係 >	- 43 -
(1) 税金の控除.....	- 43 -
(2) 事業税.....	- 43 -
(3) 新マル優制度.....	- 44 -
(4) 自動車税、自動車取得税.....	- 44 -
< 公共料金等の割引 >	- 45 -
(1) 運賃の割引.....	- 45 -
(2) 有料道路の割引.....	- 46 -
(3) NHK受信料の減免.....	- 46 -
(4) NTT無料番号案内.....	- 47 -
(5) 携帯電話料金の割引.....	- 47 -
(6) 郵便物の減額・無料扱い	- 47 -
(7) 青い鳥ハガキの無料配布	- 47 -

<生活福祉資金>	- 48 -
<生活保護>	- 48 -
<障害者施設>	- 48 -
(1) 富士見市内の施設	- 48 -
<その他の施設>	- 49 -
(1) 知的障害者職親委託	- 49 -
(2) 知的障害者通勤寮	- 49 -
(3) 生活ホーム	- 49 -
(4) 社会事業授産施設	- 49 -
(5) 埼玉県社会福祉保養施設「伊豆潮風館」	- 49 -
<児童福祉施設>	- 49 -
(1) 知的障害児通園施設	- 49 -
(2) 知的障害児施設	- 50 -
(3) 肢体不自由児施設	- 50 -
(4) 盲ろうあ児施設	- 50 -
(5) 重症心身障害児施設	- 50 -
(6) 情緒障害児短期治療施設	- 50 -
<就労・職業訓練等>	- 50 -
(1) 公共職業安定所（ハローワーク川越）	- 50 -
(2) 埼玉障害者職業センター	- 51 -
(3) 埼玉県立職業能力開発センター	- 51 -
(4) 国立職業リハビリテーションセンター	- 51 -
(5) 埼玉県総合リハビリテーションセンター 就労移行支援	- 51 -
(6) 障害者就業・生活支援センター	- 52 -
(7) 身体障害者自動車運転訓練	- 52 -
(8) たばこ小売人の指定・公共施設売店の設置	- 52 -
(9) 所沢保健所 社会適応訓練事業	- 52 -
<ボランティアグループ・その他>	- 52 -
(1) 朗読奉仕の会「かたりべ」	- 52 -
(2) 点訳ボランティア「きつつき」	- 52 -
(3) 配食ボランティア「すみれ」	- 52 -
(4) ボランティアグループ「あひる」	- 53 -
(5) ボランティアグループ「ぴあの」	- 53 -
(6) ボランティアグループ「かいんど」	- 53 -
(7) 富士見手話サークル	- 53 -
(8) ちょこっとさん	- 53 -
<福祉団体>	- 54 -

障害等級別該当事業一覧表

区分	項目	身体障害者手帳																								療育手帳				精神保健福祉手帳		
		視覚障害						聴覚障害				平衡機能		音声言語		肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)						内部障害			A	B	C	1	2	3		
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	5	3	4	1	2	3	4	5	6	1	3	4								
手 当 等	在宅重度心身障害者手当	△	△					△																△	△	△		△				
	特別障害者手当	△	△					△																△				△	△			
	障害児福祉手当	△	△					△																△			○					
	特別児童扶養手当	△	△	△				△	△			△	△	△	△	△	△							△	△		△	△	△	△		
	児童扶養手当	○	○					○																△								
	障害基礎年金	○	○	○				○	○			○		○	○			○	△					△	△		○	○	○	○		
	心身障害者扶養共済年金	○	○	○				○	○			○						○	○	○				○	○		○	○	○	○		
	特定疾患見舞金	対象疾患一覧参照																														
医 療	自立支援医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△			
	重度心身障害者医療助成	○	○	○				○	○			○		○	○	○							○	○		○	○	○	○			
	ひとり親家庭医療費助成	○	○					○								△	△						○									
自 立 支 援 法	介護給付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	訓練等給付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	移動支援	○	○	○	○	○	○								○	○							○			○	○	○	○			
	地域活動支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	日中一時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
日 常 生 活 等	補装具の交付・修理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△										
	補装具自己負担金助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○					△	△	△										
	日常生活用具の給付	○	○					○	○	○	○			○	○					△	△		△	△								
	自動車燃料費の補助	○	○					○							○	○							○			○	○	○				
	福祉タクシー利用補助券	○	○					○							○	○							○			○	○	○				
	タクシー料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	市内循環バス特別乗車証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	JR・私鉄運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	航空運賃の割引	○	○	○	○			○	○	○				○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○			
	有料道路通行料金の割引	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	NHK受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
	所得税の障害者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	市・県民税の障害者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	自動車取得税の減免	○	○	○	△			○	○			○		○	△	△	△	△	△				○	○		○	○					
自動車税の減免	○	○	○	△			○	○			○		○	△	△	△	△	△				○	○		○	○						
重度障害者居宅改善補助																																

○ は該当の可能性有 △ は一部該当の可能性有

< 相談・援護の窓口 >

(1) 福祉事務所

生活に困っている方の相談をはじめ、あらゆる福祉の相談の窓口として福祉事務所が設置されています。

福祉事務所では、身体障害者（児）・知的障害者（児）・老人・母子・児童・生活保護などの総合窓口として相談に応じ、必要な援護や指導を行っています。

① 障害者等

- 1) 身体障害者の手帳・補装具・施設支援・医療・手当等の身体障害者福祉に関すること。
- 2) 知的障害者の手帳・就労・施設支援・医療・手当等の知的障害者福祉に関すること。
- 3) 精神障害者の手帳・医療・施設支援等の精神障害者福祉に関すること。
- 4) 難病患者の在宅援護に関すること。

② 障害児等

発達の遅れやつまづきを持つお子さんの個別相談、身体、知的の手帳申請をはじめ、障害の内容や程度に応じた療育、補装具、日常生活用具の給付、自立支援法の申請受付、決定、生活サポート事業など、個別の支援を行なっています。

③ その他

- 1) 生活困窮世帯等生活保護に関すること。
- 2) 老人の介護・施設入所・老人医療等の老人福祉に関すること。
- 3) 母子の生活・子供の養育・就労等の母子福祉に関すること。

(2) 障害者就労支援センター

障害をお持ちで就労を希望している方、職場での悩みを抱えている方の相談及び支援を行っています。

- 1) 職場見学や実習を通してやりたい仕事やできそうな仕事を一緒に探します。
- 2) ハローワーク等で職場探しのお手伝いをします。
- 3) 学校、家族、事業所等、さまざまな機関と協力して支援していきます。

電話 049-252-7101 (直通)

場所 富士見市障害福祉課内

(3) 児童相談所

児童福祉法に基づいて、18歳未満の子どもについて、心身障害、養護、育成、非行など、様々な相談に応じています。療育手帳の判定機関です。

富士見市を担当しているのは、川越児童相談所です。

電話 049-223-4152

(4) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めています。

(5) 身体障害者相談員

身体障害者相談員は、身体障害者の各種相談に応じ、必要な指導を行うとともに、福祉事務所等の関係機関との協力・連絡にあたっています。

(6) 知的障害者相談員

知的障害者相談員は、知的障害者や家族の各種相談に応じ、必要な指導を行うとともに、福祉事務所等の関係機関との協力・連絡にあたっています。

(7) 健康増進センター

基本健康診査、胃がん等の検診、生活習慣病等各種健康教室、健康相談や障害者のための、いきいき教室（リハビリ相談指導等）や高齢になっても元気で過ごすための教室や相談をお受けします。また、訪問指導等も行っています。

さらに、母子の健康について健康相談、予防接種等も行っています。乳幼児期は、心身とも健全な人として成長するための基礎を築く重要な時期です。乳幼児健診及び子育て相談事業を通じ、適切な療育相談・援助を行っています。

電話 049-252-3771

(8) 富士見市教育相談研究室

教育相談研究室は、幼児、児童生徒及びその保護者を対象に、お子様の成長・発達や教育についての相談を行なっています。

①特別支援教育相談

発達障害など、子どもの発達の偏りや遅れについて、専門の先生による相談を行なっています。

②言語相談・言語訓練

言葉の遅れ、発音不明瞭等について、専門の先生による言語相談・言語訓練を行っています。

電話 049-253-5626

(9) 朝霞保健所

保健所は、公衆衛生の第一線機関として地域における妊産婦・乳幼児・児童・成人・老人の保健について相談指導を行うとともに、障害の発生予防及び精神保健に関する相談にあたっています。

電話 048-461-0468

< 子どもの発達相談 >

(1) 家庭児童相談室

児童の発達・教育・進路・施設入所など、児童福祉に関する様々な問題について、相談・助言を行なっています。

(2) 言語相談

言語の遅れや発音・発語のつまづきをもつ主に就学前のお子さんに対する言語聴覚士による個別相談及び訓練を行なっています。

(3) 療育相談

発達の遅れや情緒等に心配のある子を対象に精神科医師が障害の診断や養育方法、進路、治療などについて相談・助言を行います。また、診断・療育・進路上必要があれば、専門機関への紹介も行っています。

< その他の窓口 >

(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域社会において住民の福祉を増進することを目的とした住民主体の団体です。

社会福祉に関連のある公的機関・住民団体・ボランティア・一般住民等の参加・協力のもとに次の活動を行っています。

- ・在宅福祉サービスの推進
- ・ボランティアの育成・活動の推進
- ・小地域福祉活動の推進
- ・福祉資金、生活福祉資金の貸付け
- ・心配ごと相談所の設置・運営
- ・共同募金事業への協力
- ・リフト付車両の貸し出し
- ・その他、住民福祉向上に関する事業

電 話 049-254-0747

FAX 049-255-4374

(2) 知的障害なんでも相談室

総合受付相談員が、在宅の知的障害者又はその保護者からの様々な相談に応じ、適切な相談機関に取りつぎます。

(窓口) 埼玉県手をつなぐ育成会

☎ 048-833-0444

FAX 048-833-0400

相談時間は、月～金曜日（祭日は除く）の10時～16時

(3) 権利擁護センター

○権利擁護事業

意思能力が十分でないため、権利を侵害されやすい痴呆性高齢者及び障害者の方が、安心して日常生活を送れるよう、権利擁護や財産管理について、専門家が相談に応じるとともに、必要に応じて事実関係を調査し、問題解決に向け関係機関への同行や代弁などの援助を行ないます。

○福祉サービス利用援助事業

一人で生活していくには不安がある高齢者や障害者の方が安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に伺い福祉サービスの利用の手続きや日常的金銭管理等をお手伝いします。

○福祉サービス苦情相談（埼玉県運営適正化委員会）

福祉サービスを利用しているが「契約が守られていない」「不当な扱いを受けている」などで、事業者との間では解決しない場合、事業者には言えない苦情の解決に向け支援します。

(窓口) (社) 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護総合相談センター

相談時間は、月～土曜日（祝祭日は除く）の 9時～16時

知的障害者 ・ 048-822-1204

身体障害者・精神障害者 ・ 048-822-1240

福祉サービス利用援助の相談の電話 ・ 048-822-1299

福祉サービス苦情相談の電話 ・ 048-822-1243

FAX 048-822-1406

< 子どものグループ教室・療育 >

1 グループ教室

(1) わんぱく教室

1歳6ヶ月健康診査で言葉が遅いなど要経過観察となった児童に対して、遊びを通して子ども自身の発達を促がすとともに、母親や保育者が子どもを観察し、どのように接すればよいかを体験し、生活の中に取り入れてもらうように、支援をする教室です。

(おおむね月2回)

(窓口) 健康増進センター 母子保健担当

(2) かたつむり教室

3歳健康診査で言語発達や精神発達の遅れ、または何らかのつまずき等をかかえた就園前の子どもを対象に、週1回、親子での集団遊びを通じて子どもの養育や進路について援助します。

(窓口) 障害福祉課 児童福祉担当

(3) たんぽぽ教室

幼稚園や保育所に通園中の子どもで、言葉の遅れや心身に障害を持つ乳幼児を対象に、小さな集団でのグループ教室を行い、親同士の学習・情報交換の場を提供しています。

(おおむね月2回)

(窓口) みずほ学園

(4) コアラ教室

おおむね2歳から3歳までの言葉の遅れや、何らかのつまづきをもつ子どもを対象に、親子での集団遊びを通じて子育ての援助をします。(週1回)

(窓口) みずほ学園

2 子どもの療育 = 発達支援

(1) みずほ学園

心身の発達に障害がある、またはあると思われる就学前の児童を対象に早期から療育を行い、心身の全面発達を促すことを目的とする専門通所施設です。

利用にあたっては、自立支援制度の申請が必要となります。

<母子通園>

市立みずほ学園では、早期療育のために、おおむね1～3歳の乳幼児を対象として、母子で週2回通園し、グループ指導や機能回復訓練を行っています。

<単独通園>

3歳以上の子どもに対しては、原則として単独通園を行っています。毎日の養育プログラム(個別指導・集団指導・機能訓練等)を通して、心身の前面発達を促します。

<外来相談>

市内の障害や発達に遅れを持つ乳幼児に対して、臨床心理士・指導員が外来での相談に応じています。

<訓練相談事業>

運動発達の遅れ・機能訓練の必要な市内在住の乳幼児ならびに、みずほ学園卒園児に対して、相談・機能訓練を実施しています。

<在宅訪問>

障害を持つ在宅の乳幼児に対して指導員が家庭訪問をし、療育や訓練の相談にのり、援助を行います。

<保育所巡回相談>

障害児が入所中の市内の保育所に対して、指導員・発達相談員・機能訓練士等が定期的に巡回し、療育の相談にのり、アドバイスを行っています。

(窓口) みずほ学園

< 特別支援教育 >

障害のある児童生徒が、障害の特性や状況に応じて教育を受けられるように、特別支援学級や特別支援学校が設置されています。

(1) 特別支援学級

① 知的障害学級

軽度の知的障害児ひとり一人の障害の特性や状況に応じた指導を、小集団で行うとともに、学校行事や集会活動、教科によっては通常学級との交流による指導も行っています。

富士見市内では、水谷・南畑・勝瀬・水谷東・諏訪・みずほ台・つるせ台小学校、富士見台・本郷中学校の各校に設置されています。

情緒障害学級

情緒障害や情緒の未成熟によって、日常生活に十分適応していけない児童生徒の特性や状況に応じた指導を小集団で行っています。障害の状況によっては、通常の学級との交流も行っています。

その他の特別支援学級

市内にはありませんが、特別支援学級には他に、難聴・言語障害・弱視・病弱・身体虚弱・肢体不自由などの学級があります。

(2) 特別支援学校

視覚・聴覚・肢体不自由・知的などの障害や虚弱児など、それぞれの特性に応じた特別支援学校があります。

< 身体障害者手帳 >

この「しおり」に記載されている身体障害者のさまざまな制度を利用するために必要な手帳です。

(対象) 身体障害者福祉法に定める視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能）、心臓機能、肝臓機能障害、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸・小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等に永続する障害のある方。

(窓口) 障害福祉課

< 療育手帳 > (みどりの手帳)

この「しおり」に記載されている知的障害者のさまざまな制度を利用しやすくするための手帳です。

(対象) 児童相談所又は、埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談

所)において、知的障害と判定された方。
(窓口) 障害福祉課

< 精神障害者保健福祉手帳 >

精神障害のため長期にわたり日常生活に支障のある方に対して、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。この手帳により、**福祉タクシー利用料金の補助、自動車燃料費の助成、税金の控除等(自動車税等)**の援助が受けられます。なお、手帳申請時の**診断書料の補助制度**も行なっています。精神障害者のさまざまな制度を利用するために必要な手帳です。

(窓口) 障害福祉課

(精神疾患の障害をお持ちの方への援助制度) (窓口：障害福祉課)

○自立支援医療(精神通院)

「通院」で精神疾患の治療を受ける場合、医療費の公費負担が受けられます。

○自動車運転免許の取得費の補助

運転免許の取得により、就業・就職の有利になるなど、精神障害者の社会的自立を促進するため、教習所で要した費用の一部を補助します。(手帳をお持ちの方)

○富士見市市内循環バス(ふれあいバス)利用料免除

手帳の交付を受けた方(本人)が循環バスを利用する場合「富士見市内循環バス特別乗車証」を提示することにより、乗車賃が無料になります。また、同乗の介護者も1人まで無料になります。

○NTT番号案内料の免除

手帳の交付を受けた方は、NTTの支店又は営業所に手続きをすることにより、電話番号案内料が無料になります。

< 難病患者 >

特定疾患調査研究事業の対象疾患患者又は慢性関節リウマチ患者の方で、介護保険法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の施策の対象とならない場合、ホームヘルプサービス等のサービスを受けられます。

(窓口) 障害福祉課

(1) 難病患者等短期入所

在宅の難病患者を介護している家族が疾病等の理由により、家庭における介護が出来ない場合に、一時的に施設で保護し、お世話します。

なお、所得に応じて費用の一部を負担していただきます。

(対象) ア 富士見市難病患者等日常生活用具給付要綱・別表第2に定める特定疾患調査研究事業の対象疾患患者又は慢性関節リウマチ患者

イ 在宅での療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断される方

ウ 老人福祉法、身体障害者福祉法の対象とならない方

(窓口) 障害福祉課

(2) 難病患者等ホームヘルパーの派遣

日常生活を営むことが困難な難病患者の方に、ホームヘルパーを派遣し、食事・洗濯・掃除・介護などの身の回りのお世話を行ないます。

費用は世帯の所得状況によって決定されます。

(窓口) 障害福祉課

(3) 難病患者等・小児慢性特定疾患患者日常生活用具の給付

在宅の難病患者に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具の給付を行います。

ただし、所得に応じて一部自己負担があります。

(窓口) 障害福祉課

< 介護保険 >

上記対象者のうちサービスの内容によっては、介護保険からのサービス提供が優先になります。

(対象) 65才以上又は、40才以上で別表に定める対象疾病により日常生活を営むのに介護が必要な方。

(窓口) 高齢者福祉課

別 表

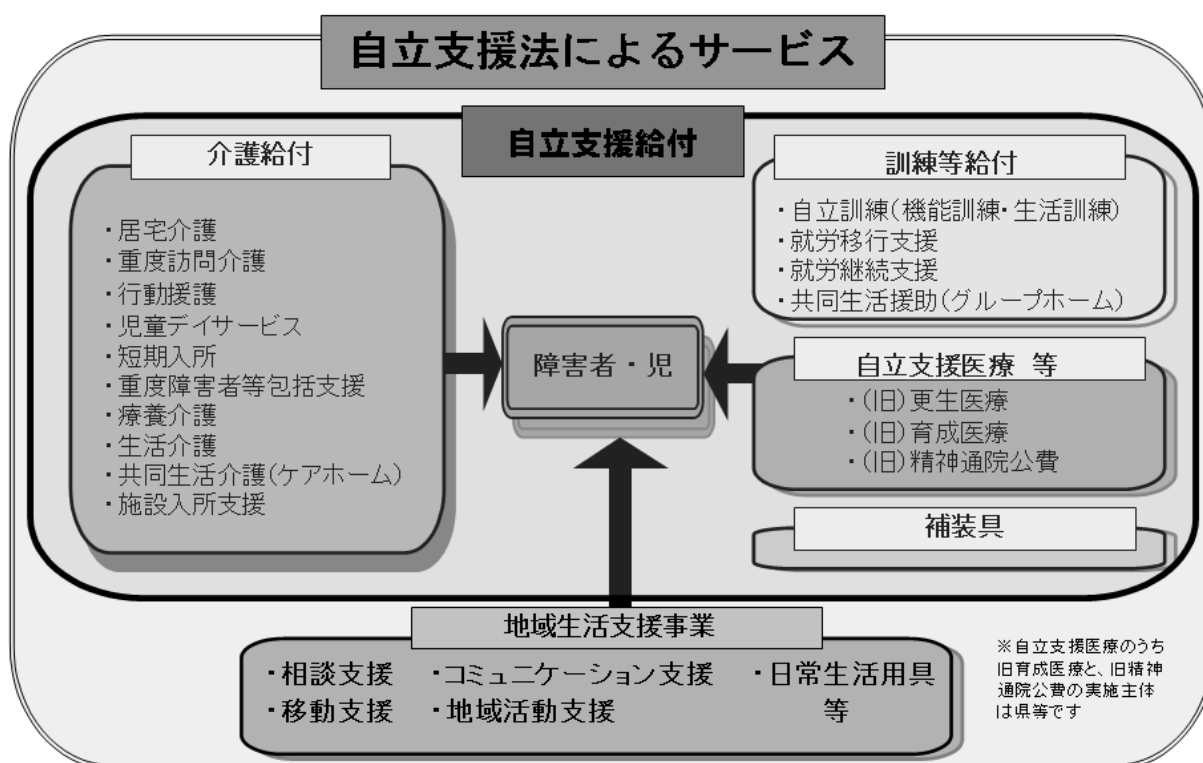
§ 介護保険対象疾病 §

1 筋萎縮性側索硬化症	10 脳血管疾患
2 後縦靭帯骨化症	11 進行性核上麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
3 骨折を伴う骨粗しょう症	12 閉塞性動脈硬化症
4 多系統萎縮症	13 関節リウマチ
5 初老期における認知症	14 慢性閉塞性肺疾患
6 脊髄小脳変性症	15 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
7 脊柱管狭窄症	16 末期がん
8 早老症	
9 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	

< 障害者自立支援制度 >

- ☆障害者自立支援法は、障害の種類（身体障害者・知的障害者・精神障害者）にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを共通の制度で提供。
- ☆一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。
- ☆市が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。
- ☆支援の必要度合いに応じサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。
- ☆増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化。
- ☆障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。
- ☆福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。

障害福祉サービスの体系



自立支援の支給申請

福祉サービスの支給を希望する障害者の方は、市（障害福祉課）に相談し、申請をします。

支給決定・受給者証の交付

市は障害の程度などによって支給決定（支給期間・支給量・障害程度区分・利用者負担額）し、受給者証を交付します。

契約

利用者は県の指定を受けた事業者・施設と契約します。

サービスの提供

利用者は、受給者証を提示し契約した事業者・施設からサービスの提供を受けます。

利用者負担額の支払い

利用者は、サービスを受けた後、利用者負担額を事業者・施設に支払います。

利用者負担について

①月額負担上限額（所得に応じた上限額があります）

所得区分		負担上限月額
一般 2	市町村民税課税世帯（一般 1 に該当する者を除く。）	37,200 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円（障害児（注）にあっては 28 万円）未満の者に限り、20 歳以上の施設等入所者を除く。）	【施設等入所者以外】 障害者 9,300 円 障害児 4,600 円 【20 歳未満の施設等入所者】 9,300 円
非課税世帯	市町村民税非課税世帯の方	0 円
生活保護	生活保護受給世帯	

注 「障害児」は、20 歳未満の施設等入所者を含み、加齢児を除くものとする。なお、20 歳以上の施設等入所者が「一般 1」の所得区分に該当することはない。

②利用者負担の軽減

- 通所施設、短期入所、入居施設等を利用する際の実費負担分（食費・光熱水費）について、収入の少ない方に軽減があります。

障害程度区分について

障害福祉サービスの必要性を客観的に明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に表す区分です。

介護給付では区分1～6に認定します。訓練等給付では、障害程度区分認定は行わず、認定調査の内容やサービス利用の意向をもとに支給決定を行いません。

障害者自立支援法による福祉サービス

① 訪問系サービス

給付の種類 介護給付

サービス名称 居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援・行動援護・短期入所

② 日中系サービス

給付の種類 介護給付

サービス名称 療養介護・生活介護・児童デイサービス

給付の種類 訓練等給付

サービス名称 自立訓練・就労移行支援・就労継続支援

③ 居住系サービス

給付の種類 介護給付

サービス名称 施設入所支援・共同生活介護（ケアホーム）

給付の種類 訓練等給付

サービス名称 共同生活援助（グループホーム）

④ 地域生活支援事業

1 コミュニケーション支援事業

手話通訳者派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業

2 日常生活用具給付等事業

3 移動支援事業

4 地域活動支援センター機能強化事業

5 日中一時支援事業

6 更生訓練費補助事業

7 自動車改造費補助事業

8 自動車運転免許取得費補助事業

9 訪問入浴サービス事業

< 訪問入浴サービス事業 >

介護保険制度等での入浴サービスが利用できず、本事業の利用を図らなければ、入浴が困難な身体障害児・者に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。当該サービスの利用には利用料がかかります。

対象者

- 身体障害者手帳の交付を受けた方
- 児童福祉法に規定する障害児の方

上記対象者で本事業の利用を図らなければ入浴が困難な方を対象としています。

利用限度

入浴の方法は、移動入浴車による巡回入浴とし、入浴の回数は、利用者1人につき週1回を限度とする。

(窓口) 障害福祉課

< 生活サポート事業 >

自立支援制度などでは補えない柔軟なサービスを提供する団体（事業所）に対して、埼玉県と富士見市が補助金を交付する制度です。この制度を利用したい方は、まず、団体に会員登録することが必要です。次に、団体は市に対して登録申請を、利用者も利用登録申請を、市に対してしていただきます。双方の決定ののち、利用時間の範囲でサービスをうけ、団体は提供したサービスについて、利用者に利用料を、市には補助金を請求するしくみになっています。

対象になる方

- 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方（等級は問われません）。
- 医師によって、発達に障害があると診断された方。
- 判定機関によって、発達に障害があると判定された方。

サービスの内容

一時預かり

サービス団体の場所に連れてきてもらい、一定時間預かります。または、利用者の家に行き、一定時間介護にあたります。

送迎サービス

特別支援学校、作業所等への送り迎えを、団体の車で行います。

派遣による介護サービス

自宅及び自宅以外の場所での介護にあたります。

外出援助

障害者と外出し介助を行います。

*上記のサービスを組み合わせて、個々の生活に合わせた柔軟な利用ができます。

利用料

業者によって異なりますが、おおよそ1時間 950 円です。ただし、障害児はその世帯の前年度所得に応じて減額される場合があります。

利用期間

年度を単位として、1ヶ月につき12.5時間（年間150時間）です。年度途中の申請は、申請月も含めて月割りとなります。

その他

サービス内容が重複する場合は、介護保険制度・自立支援制度が優先されます。

< 医 療 >

(1) 重度心身障害者医療

重度の心身障害者が医療を受けた場合、医療費の保険診療自己負担のうち、健康保険から給付される、高額療養費や付加給付金等を控除した額が助成される制度です。保険診療外の差額ベッド代、文書料、容器代等については助成されません。

(対象) 身体障害者手帳 1～3 級の方

療育手帳 (A)～B の方

(窓口) 障害福祉課

受給者証の色	オレンジ	白
年 齢 等	1 65 歳未満の方 2 65 歳以上 70 歳未満で後期高齢者医療に加入していない方	1 前期高齢者 (70 歳以上 75 歳未満で後期高齢者医療に加入していない方) 2 後期高齢者 (75 歳以上の方及び 65 歳以上 74 歳未満で後期高齢者医療に加入している方)
支給方法	2 市 1 町内 (富士見市・ふじみ野市・三芳町) の医療機関等では健康保険証と重度心身障害者医療受給者証を提出することにより助成が受けられます。 ※医療機関に受給者証を提出しなかった場合及び 2 市 1 町以外は償還払い (右記参照)。	償還払い 重度心身障害者医療費支給申請書等に所定の事項を記入し、医療費の領収書を添付して申請になります。 毎月 10 日締め、翌月 25 日支払い。 ※土日祝日の場合は前後します。

(2) 自立支援医療 (更生医療) の給付

日常生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり、機能を回復することができるような医療 (人工血液透析療法、心臓手術、関節形成手術等) を国等が指定する医療機関で受けられます。1 割の自己負担、市町村民税額に応じて月額負担上限額があります。

(対象) 18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方

(窓口) 障害福祉課

(3) 自立支援医療 (精神通院医療) の給付

精神障害者の適正な医療を確保するため、通院により受ける医療費の負担を軽減しています。1 割の自己負担、市町村民税額に応じて月額負担上限額があります。

(対象) 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若し

くは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した場合。

（窓口） 障害福祉課

（４）自立支援医療（育成医療）の給付

身体に障害のある児童に対して、治療効果が期待できる場合、その障害を軽くしたり、機能を回復させるための医療を指定機関で行います。

なお、原則１割の自己負担、扶養義務者の市町村民税額に応じて負担上限額があります。

（対象） １８歳未満の肢体不自由、視覚、聴覚、音声言語・そしゃく機能障害、又は内臓障害などの障害をもつ児童

（窓口） 朝霞保健所

（５）特定疾患医療、小児慢性特定疾患

難病にかかった方の医療費の自己負担分を公費で負担する制度です。

（対象）①特定疾患

ベーチェット病、スモン、重症筋無力症、再生不良性貧血、パーキンソン病、悪性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、脊柱靭帯骨化症他。重症患者認定者以外は一部自己負担があります。

②小児慢性特定疾患

慢性腎疾患、ぜんそく、慢性心疾患、血友病等血液疾患、悪性新生物、膠原病、その他。

なお、疾病により１８歳未満・２０歳未満・入院の場合のみ等制限があります。（②のみ）

（窓口） 朝霞保健所

（６）特定疾病療養受療制度

健康保険、国民健康保険加入者で、長期間に渡って高額な治療を必要とする特定疾病の人は、自己負担が１医療機関につき、１ヶ月１万円（人工透析を受ける７０歳未満の方で所得が一定以上の場合は２万円）となります。「特定疾病療養受療証」が必要ですので、各健康保険窓口で申請して下さい。

（対象者等）

○人工透析を必要とする慢性腎不全

※ ７０歳未満で所得が一定以上の方は自己負担額が１ヶ月２万円となります。

○先天性血液凝固因子障害

○血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症

（窓口） 各健康保険窓口

(7) 未熟児の養育医療

身体機能の未熟な乳児に対し正常な発達を図るため、指定医療機関において医療給付を行っています。

なお、扶養義務者の所得税額に応じて自己負担があります。

(対象) 1歳未満

(窓口) 朝霞保健所

(8) 結核児童療育

結核にかかっている児童に対し、入院の医療給付を行います。

なお、扶養義務者の所得税額に応じて自己負担があります。また、療養生活に必要な日用品や学用品を無料で支給します。

(窓口) 朝霞保健所

(9) 進行性筋萎縮症者療養等給付

進行性筋萎縮症（筋ジストロフィー）に罹患している身体障害者に対し、国立療養所等に委託して、必要な療養と訓練を行います。

なお、本人又は家族の所得により一部自己負担があります。

(窓口) 障害福祉課

(10) ひとり親家庭等の医療費支給制度

母子・父子家庭及び養育者による家庭などひとり親家庭等で、18歳になった年の年度末（3月31日）までの児童（一定の障害がある児童は20歳になる日の前日まで）と家族の医療費を助成する制度です。また、両親のどちらかが重度の障害手帳をお持ちの場合も受けられます（所得制限があります）。

(窓口) 子育て支援課

< 補装具・日常生活用具 >

(1) 補装具費の支給

身体障害者手帳を持っている方で、障害のある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な補装具の支給費と修理費の支給を行います。

①手足や体幹に障害のある方のためには、

義肢（義手・義足）、装具、車椅子、電動車椅子等

②目の不自由な方のためには、

盲人用安全杖、義眼、点字器等

③耳の聞こえが悪い方には、

補聴器等

以上のように補装具は必要に応じて、また、障害の部分・程度・用途によって定められています。

(費用) 課税世帯の方 一割負担。負担上限月額が設定されています。市町村民

税所得割額が46万円以上の世帯は制度の対象外です。
非課税世帯の方 サービス利用料無料
(窓口) 障害福祉課

(2) 日常生活用具の給付・貸与

在宅の障害者に対し、日常生活を容易にするため重度障害者の日常生活用具の給付・貸与を行います。

(費用) 課税世帯の方 一割負担。負担上限月額が設定されています。市町村民税所得割額が46万円以上の世帯は制度の対象外です。

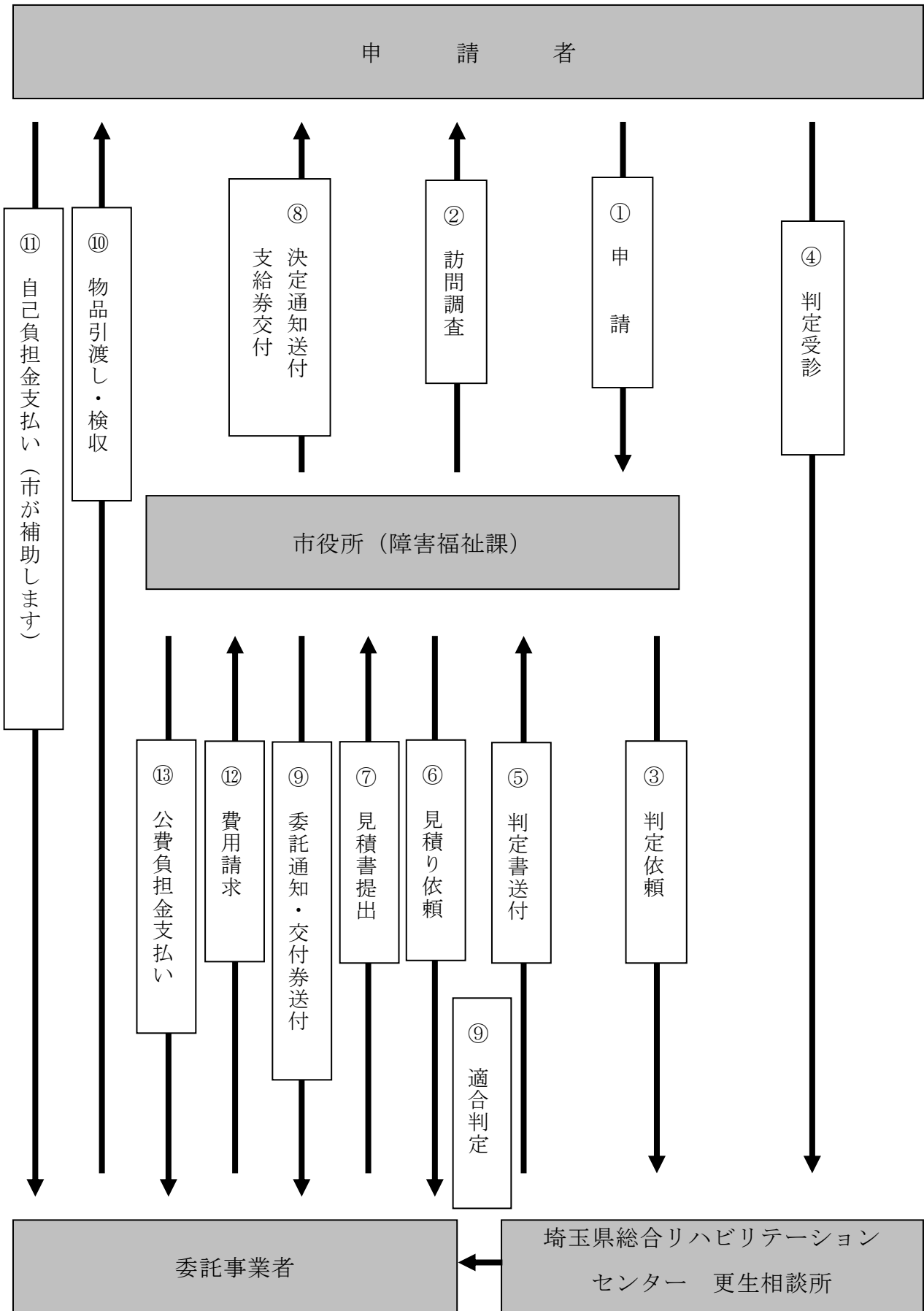
非課税世帯の方 サービス利用料無料

※ それぞれの用具には、基準金額が決まっており、当該金額を超える用具を希望する場合、基準を超えた部分の金額は全額自己負担です。

給付・貸与の種目は別表1(18歳以上)・別表2(18歳未満)のとおりです。

(窓口) 障害福祉課

補装具交付までの流れ



別表1（18歳以上） 日常生活用具の種目及び性能

区分	種目	障害及び程度	性能	耐用年数
給付	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
		知的障害㉔・Aの者	失禁等による汚損を防止するため、マットにビニール加工等をしたもの	
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの。	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上	介護者が障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器（手すりを取りつけることができる。）	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
頭部保護帽	下肢又は体幹に障害がある者又は知的障害㉔・Aの者でてんかん発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	

区分	種 目	障害及び程度	性 能	耐用年数
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢又は体幹に障害のある者で、杖の使用により歩行機能が補完されるもの	T字型又は棒状で、歩行機能を補完するもの	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢又は体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	障害者の身体状況を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等が可能となる手すり、スロープ等。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	特殊便器	上肢障害2級以上 知的障害㊦・Aの者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	火災警報器	身体の障害等級2級以上の者又は知的障害㊦・Aの者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
	自動消火器	障害等級2級以上の者又は知的障害㊦・Aの者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 知的障害㊦・Aの者	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの。	6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	音声を聴覚、触覚等により認識できるもの。	10年
	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析治療を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年

区分	種 目	障害及び程度	性 能	耐用年数
	ネブライザー	呼吸器機能障害 3 級以上 又は同程度の身体障害者 であって、必要と認めら れる者	障害者が容易に使用し得る もの	5 年
	電気式たん吸 引器	呼吸器機能障害 3 級以上 又は同程度の身体障害者 であって、必要と認めら れる者	障害者が容易に使用し得る もの	5 年
	酸素ボンベ運 搬車	医療保険における在宅酸 素療法を行う者	障害者が容易に使用できる もの	10 年
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上 (視覚 障害者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し 得るもの。	5 年
	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上 (視覚 障害者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し 得るもの。	5 年
	携帯用会話補 助装置	音声機能若しくは言語機 能障害者又は肢体不自由 者であって、発声・発語 に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又 は文章に変換する機能を有 し、障害者が容易に使用し 得るもの。	5 年
	点字ディスプ レイ	視覚障害及び聴覚障害の 重度重複障害者 (原則と して視覚障害 2 級以上か つ聴覚障害 2 級) で必要 と認められる者。	文字等のコンピュータの画 面情報を点字等により示す ことができるもの。	6 年
	点字器	視覚障害 2 級以上の者	点筆を用いて点字を打つも の	標準型 7 年 携帯用 5 年
	点字タイプラ イター	視覚障害 2 級以上 (本人 が就労若しくは就学して いるか又は就労が見込ま れる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し 得るもの。	5 年
	視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	視覚障害 2 級以上	視覚障害者が容易に使用し 得るもの。(録音再生・再 生専用機)	6 年
	視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	視覚障害 2 級以上	文字情報と同一の紙面上に 記載された当該文字情報を 暗号化した情報を読み取り、 音声信号に変換して出力す る機能を有するもので、視 覚障害者が容易に使用し得 るもの。	6 年

区分	種 目	障害及び程度	性 能	耐用年数
	視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	8年
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書。	—
	盲人用時計	視覚障害2級以上の者（音声式時計は手指の感触に障害等があり触読の困難な者に限る）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年
	聴覚障害者用 通信装置 (FAX)	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	5年
	聴覚障害者用 情報受信装置 (アイドラゴン)	聴覚障害者であって本装置によりテレビの視聴が可能になる者 *CS放送受信可は2級以上	字幕及び手話通訳付の聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年
	人工喉頭	喉頭を摘出したことにより、音声機能を喪失した者	音声機能を補完するもの	筐式4年 電動式5年
	情報通信支援 用具	視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上の者（パソコンの使用により社会参加が見込まれる者）	障害者向けのパソコン周辺機器やアプリケーション等	—
	ストマ用装具 紙おむつ	ストマ造設 高度の排便機能障害 脳原性運動機能障害かつ 意思表示困難、高度の排尿機能障害	ストマ用品、洗腸用具 紙おむつ、サラン、ガーゼ 等衛生用品	—
	収尿器	排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とするもの	非尿機能を保管するもの	1年

区分	種目	障害及び程度	性能	耐用年数
	居住生活動作補助用具	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能障害に限る）に係る障害程度が3級以上の者	障害者の居宅生活を円滑にする用具で、設置に小規模な改修工事を伴うもの	—
貸与	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの	—
	ファックス	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの	—
共同利用	視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換することが可能で、点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む

別表2（18歳未満） 日常生活用具の種目及び性能

区分	種目	障害及び程度	性能	耐用年数
給付	特殊マット	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則として3歳以上）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
		知的障害㊦・Aの者（原則として3歳以上）	失禁等による汚損を防止するため、マットにビニール加工等をしたもの	
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者で常時介護を要する者。（原則として学齢児以上）	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者。（原則として3歳以上）	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者。（原則として学齢児以上）	介護者が障害児の体位を変換させるのに容易に使用できるもの。	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則として3歳以上）	介護者が障害児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則として3歳以上）	テーブルが附属されたもの。	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則として学齢児以上）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	
	入浴補助用具	下肢又は体幹に障害がある者で入浴に介助を必要とする者（原則として3歳以上）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当り住宅改修を伴うものを除く。	8年
便器 (手すりをつけ ることができる。)	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則として学齢児以上）	障害児が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	

区分	種目	障害及び程度	性能	耐用年数
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢又は体幹に障害のある者で、杖の使用により歩行機能が補完されるもの（原則として学齢児以上）	T字型又は棒状で、歩行機能を補完するもの	3年
	頭部保護帽	知的障害㊦・Aの者でてんかん発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢又は体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（原則として3歳以上）	障害児の身体状況を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等が可能となる手すり、スロープ等。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	特殊便器	上肢障害2級以上の者又は知的障害㊦・Aの者（原則として学齢児以上）	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	火災警報器	身体の障害等級2級以上の者又は知的障害㊦・Aの者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
	自動消火器	身体の障害等級2級以上の者又は知的障害㊦・Aの者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	障害児が容易に使用し得るもの。	10年
	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上（原則として3歳以上）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上）	障害者が容易に使用し得るもの	5年

区分	種 目	障害及び程度	性 能	耐用年数
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上）	障害者が容易に使用し得るもの	5 年
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上（原則として学齢児以上）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5 年
	携帯用会話補助装置	音声、言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者（原則として学齢児以上）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5 年
	点字器	視覚障害 2 級以上の者	点筆を用いて点字を打つもの	標準型 7 年 携帯用 5 年
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5 年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上（原則として学齢児以上）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。（録音再生・再生専用機）	6 年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上（原則として学齢児以上）	文字情報と同一の紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6 年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢児以上）	画像入力装置を読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	8 年
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書。	—
	聴覚障害者用通信装置（FAX）	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	5 年

区分	種 目	障害及び程度	性 能	耐用年数
	聴覚障害者用 情報受信装置 (アイドラゴン)	聴覚障害者であって本装置によりテレビの視聴が可能になる者 *CS放送受信可は2級以上	字幕及び手話通訳付の聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年
	人工喉頭	喉頭を摘出したことにより、音声機能を喪失した者	音声機能を補完するもの	笛式4年 電動式5年
	ストマ用装具 紙おむつ	ストマ造設 高度の排便機能障害 脳原性運動機能障害かつ 意思表示困難、高度の排尿機能障害	ストマ用品、洗腸用具 紙おむつ、サラシ、ガーゼ 等衛生用品	—
	居住生活動作 補助用具	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能障害に限る）に係る障害程度が3級以上の者 (原則として学齢児以上)	障害者の居宅生活を円滑にする用具で、設置に小規模な改修工事を伴うもの	—
共同利用	視覚障害者用 ワードプロセ ッサー	視覚障害者（原則として学齢児以上）	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換することが可能で、点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

(4) 車椅子貸与

病院や施設等からの外泊時に車椅子が給付されない場合、短期間ですが車椅子を無料で貸与しています。

(窓口) 社会福祉協議会

< 機能回復訓練 >

(1) 聴能訓練

主に乳幼児を対象として、医師、言語聴覚士により、聴覚障害の早期発見、聴能訓練を実施しています。

(窓口) 埼玉県総合リハビリテーションセンター

(なお、皆光園、そうか光生園においても実施していますので、ご相談ください。)

(2) 中途失明者緊急生活訓練

中途失明者に、将来の生活の方法を見出すための必要な助言・指導を行います。

(感覚訓練、点字訓練、盲人用具の使用方法等)

(窓口) 埼玉県視力障害者福祉協会

(3) 機能訓練事業「いきいき教室」

脳卒中の後遺症や難病等により、治療終了後、心身の機能が低下している方で、いきいきとした主体的な生活と地域づくりへの参加を目指す方たちが、健康や機能の維持・改善のための自己管理方法を学び仲間づくりをすすめるための教室です。

(窓口) 健康増進センター

< 住宅の確保・改善 >

(1) 居宅生活動作補助用具の給付

在宅の重度身体障害者が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付します。(1件20万円上限)

給付限度額があり、一割(非課税世帯は無料)の自己負担があります。世帯の市町村民税の課税状況により月額負担上限があります。

(対象) 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)で身体障害手帳1～3級の方(特殊便器への取替えは上肢障害2級以上の方)

(窓口) 障害福祉課

(2) 重度身体障害者居宅改善整備費の補助

在宅の重度身体障害者が室内での日常生活を営みやすいようにするため、浴室・トイレ等の家屋の改善をする場合、工事費の一部を補助します。(工事費の2/3を補助します。上限額24万円)

世帯の所得税額に応じた利用者負担(利用制限)があります。

(対象) 下肢又は体幹機能障害者で身体障害者手帳1・2級の方

(窓口) 障害福祉課

(3) 埼玉県障害者福祉資金貸付

身体障害者の暮らしやすいように、住宅を新築・増築・改築又は改造する場合に、必要な資金をお貸しします。

(窓口) 社会福祉協議会 F A X 0 4 9 - 2 5 5 - 4 3 7 4
電 話 0 4 9 - 2 5 4 - 0 7 4 7

(4) 県営住宅の申込みについて

年4回(1月、4月、7月、10月)募集を行います。申込みは郵送で、募集期間は、募集月の1日から末日までです。(末日の消印有効)公開抽選により当選者を決定します。なお、詳しくは、募集月に各市役所に配布する県営住宅入居者募集案内をご覧ください。

(窓口) まちづくり住宅センター(埼玉県住宅供給公社)
県営住宅管理部管理課 ☎ 0 4 8 - 8 2 2 - 3 1 9 1

(5) 申込倍率等の優遇措置

都市基盤整備公団では障害者世帯の申し込み倍率等の優遇措置があります。

- (対象) ①身体障害者手帳1～4級の方
②療育手帳の交付を受けている重度の障害のある方で常時介護を要する方
(世帯員のいずれかが、上記の障害者である世帯が対象となります)
③精神保健福祉手帳1級～2級の方

(窓口) 西埼玉住宅管理センター
TEL 2 6 3 - 2 1 1 1 FAX 2 6 4 - 1 5 9 9

< 在宅介護支援の充実 >

(1) 高齢者のための相談

地域包括支援センター(高齢者福祉課内)や、各在宅介護支援センターにおいて介護保険に関する相談から、生活支援、介護予防等の総合的な相談を行なっています。

(窓口) 高齢者福祉課

(2) 緊急時連絡システム

家庭内で緊急事態(急病・火災・事故・天災等)が生じた時、腕時計型の無線発信器を押すだけで、電話回線を通じて24時間体制の消防署に連絡され、的確な救援が受けられるようにしたものです。

(対象) 市内に居住し、現に電話をお持ちの方で、かつ、次の各号のいずれかに該当する方です。

- ①65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は病弱な高齢者世帯
- ②ひとり暮らしで、障害の程度1級～3級までの身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者

- ③世帯員の就労等により、①と同様の状態となる高齢者
 - ④世帯員の就労等により、②と同様の状態となる身体障害者
- (窓口) 高齢者福祉課

(3) オムツの支給

在宅で介護を受けている紙おむつの必要な65歳以上の方で、要介護度3～5の認定を受けており、世帯全体が非課税の方に紙おむつを支給します。

(窓口) 高齢者福祉課

(4) 配食サービス

ひとり暮らしの高齢者の方や高齢者のみの世帯、障害者世帯で、食事の調理が困難な方に自宅まで昼食をお届けします。なお、安否確認を致しますので、必ず手渡しで受け取っていただきます。

費用 一食 400円

(窓口) 高齢者福祉課

(5) 寝具乾燥サービス

ひとり暮らしの高齢者の方や、高齢者のみの世帯、身体障害者世帯で寝具の乾燥が困難な方に、年間24回以内で寝具乾燥のサービスを行ないます。

(窓口) 高齢者福祉課

< その他 >

(1) 身体障害者手帳交付診断書料補助

身体障害者指定医により診断を受け、身体障害者手帳の交付を申請しようとする方に、診断書料の一部を補助します。

(対象) 身体障害者手帳の交付を申請(再申請)される方

(窓口) 障害福祉課

(2) 在宅重度知的障害者訪問診査

在宅の重度知的障害者で、障害の状況等から医療機関等で健康診査を受けられない方のために、埼玉県総合リハビリテーションセンターでは、医師・看護師・知的障害者福祉司等が訪問して、各種相談に応じています。

(窓口) 障害福祉課

< 行動範囲の拡大 >

(1) タクシー利用について

① タクシー料金の割引

障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた方がタクシーを利用した場合、手帳を提示することにより利用料金が1割引となります。

(窓口) 各タクシー事業者

② 福祉タクシー利用料金の補助

心身に重度の障害のある方の行動範囲の拡大のため、タクシー利用料金の一部を市が助成しています。利用する場合は、事前に申請して利用券の交付を受けてください。県内のタクシー会社(含む個人タクシー)の場合に限ります。

なお、自動車燃料費の助成との選択になります。

(対象) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳(A)、A、精神保健福祉手帳1・2級

(交付枚数) 一年度内36枚 但し、腎臓機能障害者1級透析の方は48枚

(窓口) 障害福祉課

(2) 自動車燃料費の助成

心身に重度の障害のある方の行動範囲の拡大と経済的負担の軽減を図るため燃料費の一部を補助します。

なお、福祉タクシー利用券との選択になります。

(対象) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳(A)、A、精神保健福祉手帳1・2級
の方で、かつ障害者本人又は同一世帯員の所有する自家用車

(窓口) 障害福祉課

(3) 自動車運転免許取得費の補助

運転免許の取得により、就業・就職に有利になる等身体障害者の社会的自立を促進するため、教習所で要した費用の一部を補助します。毎年予算の範囲以内で補助しています。

所得に応じて利用制限があります。

(対象) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

(窓口) 障害福祉課

(4) 身体障害者運転能力開発訓練センター(東園自動車教習所)

自動車の運転免許を取得することにより、障害者の就業能力の開発を図り、さらに通勤圏の拡大ならびに職業生活の安定と自立更生を目的に設置運営されています。

下記の方は、当施設の利用を検討してみてください。

●自分の障害では運転免許が取れないとあきらめている人。

●試験場の適正審査に合格出来ない人。東園の機械で練習(有料)して審査を受け直すこともできます。

●適正審査に合格したが教習を引き受けてくれる教習所がない人

- カリエス、内部疾患の人
- 難聴者（手話による補習をします）。
- 手の握力、腕の力のない人（補助具があります）。
- 特殊な障害の人は運転装置を特製して教習することもできます。
- 学科教習の勉強について行けない人（新聞が読める程度の国語の力は必要ですが、交通用語の特別指導をします）。

募集内容

○ 能力開発訓練科（訓練生）

- ☆募集人員 1期25人（年間4期100人）【1月、4月、7月、10月】
- ☆応募資格 公共職業安定所に求職登録している人で就職活動中の人、または就業中の人でも免許取得により職業生活の安定が期待される人は事業主が入所を承諾すれば対象になります。
- ☆訓練期間 3ヵ月。入寮、通所どちらでも可
- ☆教習料金 無料（ただし検定料など約35,000円自己負担）

○ 一般身体障害者教習科（教習生）

- ☆募集人員 制限なし
- ☆教習期間 随時入所できます。教習期間おおむね2ヶ月。入寮、通所どちらも可
- ☆教習料金 有料

○ 入寮を希望する方

宿舎の定員30名。施設管理費、食費等の料金がかかります。

※ 詳しい情報は、下記に問い合わせして下さい。

（窓口） 身体障害者運転能力開発訓練センター（東園自動車教習所）

電話 048-481-2711 FAX 048-481-6578

住所 新座市堀ノ内2-1-46

（5）自動車改造費の補助

就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造するための費用を助成します。毎年予算の範囲内で補助しています。

（対象） 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で改造の必要があり、前年の所得が特別障害者手当の所得制限を超えていない方

（窓口） 障害福祉課

（6）歩行困難な者に対する駐車禁止適用除外

身体障害者手帳又は療育手帳[Ⓐ]、Aを所持する方で、

- ・つえ等の補助装具に頼らなければならない方
- ・強度の視力障害により歩行のために補助が必要な方

- ・強度の内臓機能障害により、移動能力が著しく制限されている方は、通勤、通学、通院等日常の生活に必要な活動のために駐車禁止適用除外を受けられる場合があります。

(窓口) 東入間警察署交通課

< 社会活動の促進 >

(1) 手話通訳者の派遣

聴覚・音声及び言語機能に障害のある方の円滑なコミュニケーションを支援し社会参加を促進するため、手話通訳者を派遣します。

また、専任の手話通訳者が日常生活で何かお困りのことなど相談を受付けています。

- (対象)
- ①市内に居住する聴覚障害者等
 - ②市外に居住する聴覚障害者等で市内において緊急に派遣を必要とするもの
 - ③市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体で聴覚障害者等を対象とした事業を実施するもの(ただし営利を目的としたものは除く)。

(窓口) 社会福祉協議会 FAX 049-252-0111

(2) 声の広報

視覚障害の方に対して、「声の県民だより」「声の広報ふじみ」を希望に応じ、配布しています。

(窓口) 県庁広聴広報課、市役所広報課

(3) 点字図書・声の図書の貸出

視覚障害の方に対して、点字図書及び声の図書等の貸出サービスを行っています。

(窓口) 日本点字図書館、各県立図書館、市立中央図書館

(4) 公の施設使用料の減免

市民プール(ガーデンビーチ)や、県の設置した施設を利用する場合、利用料の減免が受けられます。

(対象) 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方

(5) ふじみ青年学級

ふじみ青年学級は、市内在住・在勤の青年・成人障害者が交流し、スポーツ・文化活動を通じて地域での仲間づくりと社会参加をすすめています。

(窓口) 鶴瀬公民館

(6) 郵便による不在者投票

選挙人で、重度の身体障害がある場合に、郵便による不在者投票ができます。

- (対象) 身体障害者のうち、両下肢・体幹・移動障害については1・2級の方、
内部機能については1級若しくは3級の方
- (窓口) 選挙管理委員会

< スポーツ・レクリエーション活動 >

(1) 彩の国ふれあいピック(埼玉県障害者スポーツ大会)

スポーツを通じて障害者の体力の維持・増進を図るとともに、社会参加を促進し、
障害及び障害者に対する理解及び障害者スポーツの普及を図ることを目的として、
毎年開催されています。

(窓口) 福祉課

(2) 富士見市福祉スポーツ大会

市内福祉4団体(老人クラブ連合会、身体障害者福祉会、ひまわり会、みのり
会)を中心とする実行委員会で、社会的ハンディを負っている方が、スポーツを通
じて健康の増進及び相互の親睦を図ることを目的としたもので、毎年1回開催して
います。

(窓口) 福祉課



【障害者のための国際シンボルマーク】

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークを見かけた場合には、障害者への配慮について、ご理解、御協力をお願いいたします。

< 年金・手当等 >

(1) 障害基礎年金

国民年金の加入者が、病気やケガで一定の障害になった時に初診日や保険料、加入期間等の条件を満たしている場合に支給されます。20歳から65歳までの方が対象です。なお、20歳になる前に障害を受けた方又は昭和36年以前に障害を受けた方は加入期間がなくても支給される場合があります。また、国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金を受給していない障害者の方に、特別障害給付金制度があります。

(窓口) 保険年金課

(2) 障害厚生年金

厚生年金の被保険者であった間に傷病等により、初診から1年6ヶ月を過ぎた日、あるいは初診から1年6ヶ月たたない間の固定した日において、一定の障害の状態にある時に受けられます。

ただし、初診日前に保険料納付期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あることが必要です。

なお、上記の日に一定の障害の状態にない場合でも、その後その障害が重くなり、65歳になるまでの間に一定の障害の状態になった時にも支給されます。

(窓口) 川越社会保険事務所

(3) 特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するための手当です。

(対象) 20歳以上であって精神又は身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。（国民年金法1級程度の障害が重複する方及びそれと同程度以上と認められる方）

ただし、施設に入所中の方及び継続して3ヶ月を超えて病院等に入院している方は除きます。なお、所得に応じて支給の制限があります

(窓口) 障害福祉課

(4) 障害児福祉手当

在宅の重度障害児の方に対する福祉の一環として実施されている手当です。

(対象) 20歳未満であって、身体障害者手帳の1級及び2級の一部の方、療育手帳のⒶの方、並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度の方。

ただし、障害を支給事由とする年金を受給されている方及び施設に入所中の方は除きます。なお、所得に応じて支給の制限があります。

(窓口) 障害福祉課

(5) 在宅重度心身障害者手当

重度の心身障害者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とした手当です。

- (対象) ・在宅で身体障害者手帳1・2級・療育手帳[Ⓐ]・A、精神障害者保健福祉手帳1級の方及びこれと同程度の方で市町村民税非課税の方に、月額5,000円が支給されます。
- ・療育手帳B及びこれと同程度の方で、市町村民税非課税の方に月額3,000円が支給されます。

※65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方は対象となりません。

また、特別障害者手当受給者や施設入所中の方も受給できません。

ただし、超重症心身障害児においては、障害児福祉手当を受給していても支給されます。

(窓口) 障害福祉課

(6) 特別児童扶養手当

精神又は身体に障害がある児童を家庭において育てている方に支給される手当です。

- (対象) 精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の児童を家庭において育てている方です。障害がある児童とは、精神の障害の場合は一人では全く日常生活ができないか著しく制限される程度るとき、身体の場合はおおむね身体障害者手帳1・2級又は3級程度るときをいいます。

ただし、次の場合には手当が受けられません。

ア 主な生計中心者の前年の所得が一定の限度額以上の場合（支給停止となります）

イ 障害児が施設に入所している場合

ウ 障害児が定められた他の公的年金を受けることができる場合

(窓口) 障害福祉課

(7) 児童扶養手当

父親のいない家庭や父親が一定の障害の状態にある家庭の児童の母又は母に代わってその児童を養育している方に手当が支給されます。

- (対象) この手当は、離婚・死別等で父と生計を同じくしていない児童の世帯に手当を支給するものですが、父親が重度障害者である場合、児童を養育している母親又は母親に代わり児童を養育している方にも支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は支給停止になります。なお、老齢福祉年金以外の公的年金を受ける資格がある場合は受けられません。

(窓口) 子育て支援課

(8) 心身障害者扶養共済制度

心身障害（児）者を扶養している保護者（配偶者・父母・兄弟・姉妹・その他の親族等）の方が、毎月一定の掛け金を支払うことにより、保護者に万一のことが

あった場合、心身障害（児）者に年金が支給されます。

（対象）ア 療育手帳の交付を受けた方

イ 身体障害者手帳1～3級の方

ウ 精神又は身体に永続的な障害を持つ方で、ア、イと同程度の方

（窓口） 障害福祉課

（9）特定疾患見舞金

特定疾患患者（難病患者）の居宅等における療養生活を支援するために見舞金を支給します。

（対象）市に住民登録又は外国人登録を有し、埼玉県指定疾患医療給付事業実施要綱に基づく指定疾患医療受給者証の交付を受けている方。

（窓口） 障害福祉課 埼玉県指定疾患医療受給者証及び振込先（郵便局は除く）の口座番号のわかるものを持参して下さい。

（対象疾患）

[特定疾患]		25 ウェゲナー肉芽腫症
1 ベーチェット病		26 特発性拡張型(うっ血型)心筋症
2 多発性硬化症		27 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
3 重症筋無力症		28 表皮水泡症(接合部型、栄養障害型)
4 全身性エリテマトーデス		29 膿疱性乾癬
5 スモン		30 広範脊柱管狭窄症
6 再生不良性貧血		31 原発性胆汁性肝硬変
7 サルコイドーシス		32 重症急性膵炎
8 筋萎縮性側索硬化症		33 特発性大腿骨頭壊死症
9 強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎		34 混合性結合組織病
10 特発性血小板減少性紫斑病		35 原発性免疫不全症候群
11 結節性動脈周囲炎		36 特発性間質性肺炎
12 潰瘍性大腸炎		37 網膜色素変性症
13 大動脈炎症候群		38 プリオン病
14 ビュルガー病		39 原発性肺高血圧症
15 天疱瘡		40 神経線維腫症
16 脊髄小脳変性症		41 亜急性硬化性全脳炎
17 クローン病		42 バッド・キアリ症候群
18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎		43 特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)
19 悪性関節リウマチ		44 ライソゾーム病(ファブリー病含む)
20 パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病)		45 副腎白質ジストロフィー
21 アミロイドーシス		以下の疾患は埼玉県単独
22 後縦靭帯骨化症		61 溶血性貧血 62 橋本病 64 特発性好酸球
23 ハンチントン病		増多症候群 65 脊髄性進行性筋萎縮症
24 モヤマヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)		66 脊髄空洞症 67 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 68 ミトコンドリア脳筋症
[小児慢性特定疾患]		
1 悪性新生物	4 慢性心疾患	7 糖尿病 10 神経・筋疾患
2 慢性腎疾患	5 内分泌疾患	8 先天性代謝異常
3 慢性呼吸器疾患	6 膠原病	9 血友病等血液疾患

[先天性血液凝固因子欠乏症等]

1 第 因子 (フィブリゲン) 欠乏症	7 第 因子 (スクアトプロラー) 欠乏症
2 第 因子 (プロトロン) 欠乏症	8 第 因子 (PTA) 欠乏症
3 第 因子 (不安定因子) 欠乏症	9 第 因子 (ヘイグマン因子) 欠乏症
4 第 因子 (安定因子) 欠乏症	10 第 因子 (フィブリン安定化因子) 欠乏症
5 第 因子欠乏症 (血友病 A)	
6 第 因子欠乏症 (血友病 B)	11 von Willebrand (フォン・ウィルブランド) 病

< 税金の控除関係 >

(1) 税金の控除

① 所得税、市県民税の障害者控除

障害者が納税者本人又はその配偶者、その他扶養親族である場合、課税対象額から一定の額が控除されます。

(対象) ア. 特別障害者控除

身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 (A)・A、精神保健福祉手帳 1 級

イ. 障害者控除

身体障害者手帳 3～6 級、療育手帳 B・C の方

精神保健福祉手帳 2 級・3 級

(窓口) 川越税務署、市役所税務課

② 相続税

障害者が相続により財産を取得する場合、一定の控除が受けられます。

(対象) ア. 特別障害者控除

身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 (A)・A、精神保健福祉手帳 1 級

イ. 障害者控除

身体障害者手帳 3～6 級、療育手帳 B・C

精神保健福祉手帳 2 級・3 級

(窓口) 川越税務署

③ 贈与税

特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づき金銭等の財産が信託された場合、一定額まで非課税となります。

(対象) 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 (A)・A、精神保健福祉手帳 1 級

(窓口) 川越税務署

(2) 事業税

あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税となります。

(対象) 両眼の視力が、0.06 以下の視力障害者

(窓口) 県税事務所

(3) 新マル優制度

- ・ 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障害基礎年金等を受給している方、特別障害者手当等を受給している方など
- ・ 内 容 金融機関等へ非課税貯蓄申告書等を提出することにより、次に掲げる一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割りが非課税になります

種 類	内 容	非課税限度額
マル優	銀行などの預貯金、貸付信託、公社債など	350万円
特別マル優	利付国債、公募地方債など	350万円
郵便貯金		350万円

(窓口) 金融機関等

(4) 自動車税、自動車取得税

障害者本人が運転する自動車又は、生計を一つにする方が、もっぱら障害者のために使用する自動車に係る自動車税・自動車取得税が減免されます。なお、軽自動車税については、窓口は市役所税務課（毎年5月のみの手続き）となります。

(対象) 別 紙

(窓口) 自動車税事務所（生計を一つにする家族の方の減免申請は、障害福祉課で資格証明を受けてください。）

別 紙 (4) 自動車税・自動車取得税関係

手帳の種類及び障害の区分		減免対象となる障害の級			
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級			
	体幹	1級から3級、5級			
	聴覚	2級、3級			
	視覚	1級から3級、4級の1（4級のうち両眼の視力の和が0.09～0.12）			
	音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る）			
	平衡感覚	3級			
	上 肢	1級、2級			
	下 肢	1級から6級			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	<table border="1"> <tr> <td>上肢</td> <td>1級、2級</td> </tr> <tr> <td>移動</td> <td>1級～6級</td> </tr> </table>	上肢	1級、2級	移動
上肢	1級、2級				
移動	1級～6級				

	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能	1 級から 3 級
療育手帳		A 又は ㊶
精神障害者保険福祉手帳		1 級でかつ自立支援医療を受けている方
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じます

< 公共料金等の割引 >

(1) 運賃の割引

① JR (鉄道・バス) ・私鉄 (鉄道) 運賃の割引

第 1 種障害者の方が介護者とともに乗車する場合、区間の制限なく本人と介護者が割引になります。(ただし、単独の場合は、101 Km 以上)

第 2 種障害者の方は、乗車区間が 101 Km 以上のとき本人のみ割引になります。

* 小児定期券は割引の対象になりません。ただし、介護者をつける場合、介護者が割引の対象になります。

(対象) ア 身体障害者手帳を持っている方
イ 療育手帳を持っている方

(窓口) 各交通機関で乗車券購入時に手帳を提示してください。

② 私鉄バス運賃の割引

県内の乗車区間のバスを利用する場合、料金が割引になります。なお、第 1 種の身体障害者手帳及び療育手帳を所持している方は介護者の方も割引になります。

(対象) ア 身体障害者手帳を持っている方
イ 療育手帳を持っている方
ウ 施設入所者

(窓口) 利用する時、バスの運転手に手帳を見せて下さい。

③ 富士見市内循環バス特別乗車証

市内循環バスの利用運賃が無料になる特別乗車証を交付します。また、同乗の介護者も 1 名まで免除対象となります。

(対象) 市内に住所を有し、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

(窓口) 障害福祉課

④ 航空運賃の割引 (12 歳以上)

手帳を持っている方が、主な国内線を利用する場合、第 1 種の方は本人及び介護者が割引になります。

第 2 種の方は本人のみ割引になります。

(対象) ア 身体障害者手帳第 1 種の方

イ 身体障害者手帳第2種の一部の方

(視覚・聴覚・ぼうこう直腸4級、肢体(下肢)及び脳原性運動障害による移動機能障害4級、平衡・音声言語又はそしゃく3級)

ウ 療育手帳を持っている方

(窓口) 各航空会社営業所又は旅行代理店に手帳を提示してください。

交通機関	割引対象の区分		券種	割引率	
				本人	介護者
鉄 道	1種	単独	普通(101km以上)	50%	
		介護者あり	普通・定期・回数・急行	50%	50%
	2種		普通(101km以上)	50%	
		本人が12歳未満で介護者があるとき	定期		50%
乗合バス	1種 (及び2種知的障害者)		普通	50%	50%
			定期	30%	30%
	2種		普通	50%	
			定期	30%	
タクシー				10%	
航空機 (国内線)	1種	単独		37% (一部 25%)	
		介護者あり			同左
	2種知的障害者及び 視覚4級・聴覚4級 下肢及び脳原性運動障害 による移動機能障害4級 平衡3級・音声言語3級 膀胱直腸4級				

(2) 有料道路の割引

本人又は同一生計者が所有する車(営業用は除く)で、次の場合は、通行料金が半額になります。(2年毎の更新が必要です)

- (対象) ①身体障害者(等級・障害区分に関係なく)自ら運転する場合
②第1種身体障害者及び第1種知的障害者を乗せて、介護者が運転する場合

(窓口) 障害福祉課

(3) NHK受信料の減免

(対象)

- ① 全額免除

ア 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合

イ 児童相談所・更生相談所等で知的障害と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
ウ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合

② 半額免除

ア 世帯主が視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳を持っている場合

イ 世帯主が1・2級の身体障害者手帳を持っている場合

ウ 世帯主が㉠・Aの療育手帳を持っている場合

エ 世帯主が1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている場合

(窓口) 障害福祉課

(4) NTT無料番号案内

目や上肢の不自由な方や精神保健福祉手帳をお持ちの方は無料で番号案内を利用できます。

(対象) 身体障害者手帳所持の視覚障害(1～6級)又は、肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)(1・2級)の方。精神保健福祉手帳の交付を受けた方。

(窓口) NTT各営業所

(5) 携帯電話料金の割引

携帯電話の基本使用料等が割引になります。

(対象) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

(窓口) 各携帯電話会社営業所

(6) 郵便物の減額・無料扱い

①点字郵便物等の無料扱い

点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物が無料になります。ただし、点字用紙、盲人用録音郵便物は指定盲人施設の発行するものに限られます。

②定期刊行物の低料第三種郵便物認可

身体障害者団体が発行する定期刊行物に対して、低料第三種郵便物の認可が受けられます。

③小包郵便物の減額

盲人用点字小包郵便物及び重度身体障害者用書籍小包郵便物が半額となります。ただし、重度身体障害者用書籍小包郵便物は、図書館の発行するものに限りません。

(窓口) 郵便局

(7) 青い鳥八ガキの無料配布

重度の身体障害者(1級又は2級)の方、又は重度の知的障害者(療育手帳㉠、A)

の方に、一定の期間無料でハガキを配布しています。

配布枚数は、申出のあった重度の身体障害者及び重度の知的障害者1人につき20枚。

(窓口) 郵便局

< 生活福祉資金 >

身体障害者のいる世帯に、その生活の向上、改善、自立を図ることを目的として貸付けを行っています。

内容は、生業資金・支度金・技能習得費・修学資金・住宅資金・療養資金等です。貸付限度額、償還期間等はそれぞれによります。

(窓口) 社会福祉協議会 FAX 049-255-4374

電話 049-254-0747

< 生活保護 >

生活保護は、病気や事故、失業その他の理由により一家の働き手を失ったり、収入が減少した場合や医療費の支払いのため生活に困る人に対して、国が最低限度の生活を保障して、再び自分の力で生活できるように援助する制度です。

この制度は、国民の権利として保障されていますが、これを受けるためには、自分の能力に応じて働いたり、持っている資産を生活のために役立てたり、扶養義務者の扶養や他の法律による給付は、保護に優先して利用することになります。

生活保護には、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・介護扶助・葬祭扶助の8つの扶助があります。その世帯の必要に応じて扶助を受けることができます。

生活保護費は、厚生労働大臣が定めた基準により、原則として、世帯全員を対象とします。そして、その世帯の最低生活費と、世帯全体の収入とを比べて不足している額が支給されます。

保護基準より収入の合算額が上回る場合には、保護は適用されません。

(窓口) 福祉課

< 障害者施設 >

(1) 富士見市内の施設

①むさしの作業所・ふじの木作業所

主に知的障害者のある方に対して、作業訓練、生活指導を行っています。作業内容は、農耕、園芸、木工製作などで、こうした作業を通して就労や自立をめざしています。

②ゆいの里

障害があるため日常生活や社会参加の上で困難なニーズを持つ人が、一人の人格として尊重され豊かな人生を築き社会参加できるよう施設において援助しています。

(窓口) 障害福祉課

< その他の施設 >

(1) 知的障害者職親委託

知的障害者を職親に預け、生活指導・技能習得訓練を行い、就職に必要な素地を身につけさせることを目的としています。

(2) 知的障害者通勤寮

就労している知的障害者を職場に通勤させながら、一定期間入所させることにより社会適応力を向上させ、社会復帰を図ることを目的としています。

(3) 生活ホーム

家庭環境や住宅事情等で自立した生活ができない身体障害者及び知的障害者に利用させ、社会的自立を図ることを目的としています。

(4) 社会事業授産施設

身体障害者、知的障害者に対して、就労、技能習得の訓練を行い、自活させることを目的とした施設です。

(窓口) 障害福祉課

(5) 埼玉県社会福祉保養施設「伊豆潮風館」

埼玉県では、障害者の健康増進と社会参加をすすめるため、宿泊、休養、団体旅行、研修等に利用できる施設を開所しています。障害者の方やその家族が安心して利用できます。

(窓口) 施設に直接申し込んでください。

電話 0557-51-1504

FAX 0557-51-3436

< 児童福祉施設 >

○ 児童福祉施設の相談窓口は児童相談所になります。

(1) 知的障害児通園施設

知的障害児が家庭から通いながら、指導・訓練を受け、発達に必要な援助を受けることを目的とした施設です。

(2) 知的障害児施設

知的障害児が入所し、将来自活に必要な知識・技能の取得を目的とした施設です。

(3) 肢体不自由児施設

肢体不自由児を治療するとともに将来独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とした施設です。

(4) 盲ろうあ児施設

盲児又はろうあ児が入所し、将来独立自活に必要な指導又は援助を受けることを目的とした施設です。

(5) 重症心身障害児施設

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児が入所し、治療及び日常生活の指導を受けることを目的とした施設です。

(6) 情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害児を有する児童を短期間入所又は通所させ、障害の治療を目的とした施設です。

< 就労・職業訓練等 >

(1) 公共職業安定所（ハローワーク川越）

①職業相談

障害者の就労相談や求職登録制度により、職業の斡旋から就労後のアフターケアまで相談指導を行います。

②障害者試行雇用事業（障害者トライアル雇用事業）

障害者に関する知識や雇用経験が乏しいため、障害者雇用を躊躇している事業所に、試行雇用（トライアル雇用）として雇用していただき、事業主と障害者の間のマッチングの機会の増大を図る事を目的としています。

③障害者対象委託職業訓練

障害者の雇用を促進するため、県内の企業・社会福祉法人・NPO法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用のニーズに対応した職業訓練を実施しています。（原則1か月から3か月以内）

④短期の職場適応訓練

障害者の方に実際に仕事の経験をしていただき、就業に対する自信をつけることと、雇用主に対しては対象者の技能・適応性を把握してもらうことを目的として埼玉県が障害者の採用を希望する事業主に委託して、訓練を行うものです。訓練期間中（2週間）は、手当が支給されます。

- ⑤関係機関のチーム支援による、福祉的就労から一般雇用への移行促進事業
福祉施設等を利用する障害者を一般就労への移行を促進するため、ハローワークが中心となり、地域の関係機関が緊密に連携・協力し、福祉的就労から一般就労への移行を強力に支援する体制を構築します。
(窓口) ハローワーク川越 電話 049-242-0197

(2) 埼玉障害者職業センター

①職業相談・職業評価

仕事につくための取り組み方や働き方、職業選択等の相談や助言、情報提供等を行います。必要に応じて、職業能力・適性を整理し、働く上での課題や解決方法、必要な支援等について相談します。

②職業準備支援

- ・センター内での作業を通じて、働く上での課題の把握・改善、基本的労働習慣の体得等を行います。
- ・職業講和、事業所見学、事業所での作業体験を通じて、職業に関する知識を身につけるための支援を行います。
- ・精神障害者を対象に、簡易作業や対人体験を通じて障害特性等に配慮した社会生活技能の向上のための支援を行います。

③ジョブコーチ支援

ジョブコーチが事業所へ一定期間出向き、さまざまなノウハウを提案し、障害者が職場適応できるよう支援しています。

④職場復帰支援

休職中の精神障害者が、円滑に職場復帰できるよう、医師等や事業主と調整・連携し、センター内での作業等を通じて、復職のための準備を行います。

(窓口) 埼玉障害者職業センター 048-854-3222

(3) 埼玉県立職業能力開発センター

障害のある方が、就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を身につけ、雇用の促進が図られるよう、地域の企業や社会福祉法人、民間教育訓練機関等に委託して職業訓練を実施しています。

(窓口) 埼玉県立職業能力開発センター 048-651-3122

(4) 国立職業リハビリテーションセンター

障害者の職業能力等の評価から職業訓練、職業適応指導、職業指導までの総合的な職業リハビリテーションを提供しています。

(窓口) 国立職業リハビリテーションセンター 04-2995-1711

(5) 埼玉県総合リハビリテーションセンター 就労移行支援

一般企業への就職や在宅での就労を希望する障害者に、職業に関する知識や能力の向上を図るための訓練や企業などでの実習を行うとともに、適性にあった職場探しや職場開拓、就労後の職場定着などの支援を行います。

(6) 障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターでは、雇用、福祉、教育等の関係機関と連帯しながら、障害者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあつせんなど、障害者の職業生活における自立を図るための支援を行っています。

障害者就業・生活支援センター ZAC 0493-24-5658

(7) 身体障害者自動車運転訓練

身体障害者の就業を促進するため、普通自動車免許を取得するための訓練を行っています。

※ 詳しくは同しおりのP35、〈行動範囲の拡大〉(4) 身体障害者運転能力開発訓練センターを参照してください。

(8) たばこ小売人の指定・公共施設売店の設置

身体障害者がたばこ小売人の指定や、公共施設内に売店の設置を希望する場合、優先的に指定・許可が受けられます。

(窓口) 日本たばこ産業株式会社

(9) 所沢保健所 社会適応訓練事業

回復途上にある通院中の精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等を養い、再発防止と社会的自立を促進して、社会復帰を図る事を目的とします。

(窓口) 所沢保健所 04-2922-2167

< ボランティアグループ・その他 >

(1) 朗読奉仕の会「かたりべ」

視覚障害の方及び身体が不自由で自ら読むことができない方に対して、富士見市の広報「ふじみ」を中心に市の刊行物、社協の情報、また要望のある図書を録音し、郵送でテープを届けています。

また、対面朗読の要望にも応じています。

(2) 点訳ボランティア「きつつき」

視覚障害者のために、刊行物や書物の点訳を行っています。

(3) 配食ボランティア「すみれ」

65歳以上の一人暮らし老人や高齢者世帯、障害を持つ方に昼食を作り、宅配しています。

(4) ボランティアグループ「あひる」

知的障害を持つ人たちと、「あひるん家」で各々のやりたいことを行います。その他ハイキング、バーベキュー、クリスマス会など。

(5) ボランティアグループ「ぴあの」

地域の人たちと、障害を持つ人たちがレクレーションを通じて交流する「りんごの里」を企画・運営。

(6) ボランティアグループ「かいんど」

枠にはまらない全般的なボランティア活動に行っています。軽易な日曜大工などニーズに合わせてゆるやかに対応しています。

(7) 富士見手話サークル

聴覚障害者との交流や手話技術の向上を目的に週一回交流会を開催しています。

(8) ちょこっとさん

視覚障害者・歩行困難者のガイド支援を行います。

< 福祉団体 >

団 体 名	代 表	連 絡 先
富士見市身体障害者福祉会	木内 一夫	2 5 1 - 2 8 4 8
富士見市心身障害児者親の会 (みのり会)	星野 好孝	2 5 2 - 2 5 3 0
視力障害者の会「ひとみ」	小松 鐵美	2 5 2 - 1 6 4 2
(社) 埼玉県聴覚障害者協会 富士見市聴覚障害者の会	大澤 秋良	2 6 4 - 9 1 2 2
埼玉視覚障害者の生活と権利を守る会 富士見支部	山道 昭一	2 5 1 - 5 3 5 4
ゆいの里を支える会	北澤 恵	2 5 3 - 5 0 5 8
富士見市精神障害者家族会 (あゆみの会)	杉崎 文子	2 5 3 - 3 4 8 6
障害者の保育・教育・就労を考える クレヨンの会	三川 登喜子	2 5 2 - 1 9 0 5
障害持つ子供の親のグループ オレンジバッグ	白田 幸子	2 5 1 - 9 9 9 9

市内関連機関一覧

富士見特別支援学校	上南畑1317	電話 253-2820 FAX 253-2891
むさしの作業所	上南畑3262-1	電話 252-5270 FAX 252-5279
ふじの木作業所	東大久保3655	電話 254-0683 FAX 254-0683
ゆいの里	みどり野南1-1	電話 268-6680 FAX 268-6681
ゆいの里（通所）		電話 268-5656 FAX 268-5654
みんなのて	鶴瀬西3-12-26-7	電話 255-7680 FAX 268-5866
富士見市社会福祉協議会	鶴馬1932-7	電話 254-0747 FAX 255-4374
健康増進センター	鶴馬3351-2	電話 252-3771 FAX 255-3321
富士見市教育研究相談室	上南畑1317	電話 253-5313 FAX 253-5101
みずほ学園	みどりの南2-1	電話 252-3237 FAX 252-3348
子育て支援センター	鶴馬3575-1 鶴瀬西交流センター内	電話 251-3005 FAX 251-3005
児童活動センター	鶴馬1932-7	電話 255-6671 FAX 255-6671

県内関連機関一覧

埼玉県総合リハビリテーションセンター	〒362-8567 上尾市西貝塚148	電話 048-781-2222 FAX 048-781-2218
朝霞保健所	〒351-0016 朝霞市青葉台1-10-5	電話 048-461-0468
入間東福祉保健総合センター	〒359-1118 所沢市けやき台2-5-8	電話 04-2929-4117 FAX 04-2925-7525
みよしの里	三芳町上富322-2	電話 258-8130 FAX 258-8095
かしの木ケアセンター	三芳町北永井381-3	電話 258-0515 FAX 258-0989
川越児童相談所	〒350-0838 川越市宮元町33-1	電話 223-4152
県立小児医療センター	〒339-8551 さいたま市岩槻区馬込 2100	電話 048-758-1811 FAX 048-758-2582
さいたま市心身障害総合センター ひまわり学園	さいたま市西区三橋 6-1587	電話 048-622-1211
和光南特別支援学校	和光市広沢4-5	電話 048-465-9780
和光特別支援学校	和光市広沢4-3	電話 048-465-9770
川越公共職業安定所	川越市豊田本277-3	電話 049-242-0197
国立職業リハビリテーションセンター	所沢市並木4-2	電話 04-2995-1711 FAX 04-2995-1052
埼玉障害者職業センター	さいたま市桜区下大久保 136-1	電話 048-854-3222 FAX 048-854-3260
埼玉県立職業能力開発センター	さいたま市北区櫛引町 2-499-11	電話 048-651-3122 FAX 048-651-3114
障害者就業・生活支援センター ZAC	東松山市小松原町17-19	電話 0493-24-5658
身体障害者運転能力開発訓練センター（東園教習所）	新座市堀ノ内2-1-46	電話 048-481-2711 FAX 048-481-6578
埼玉県立精神保健福祉センター	伊奈町小室818-2	電話 048-723-1111

障害者福祉のしおり 2010

発行 平成元年3月31日
改訂 平成9年4月1日
改訂 平成13年2月1日
改訂 平成15年7月1日
改訂 平成16年7月1日
改訂 平成17年7月1日
改訂 平成18年4月1日
改訂 平成18年10月1日
改訂 平成19年10月1日
改訂 平成20年8月1日
改訂 平成21年4月1日
改訂 平成22年1月1日
改訂 平成22年4月1日

編集 富士見市福祉事務所 障害福祉課
354-8511 富士見市鶴馬1800-1
049-251-2711
FAX 049-251-1025